

福島市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例で規定する手続の概要

<条例制定後における産業廃棄物処理施設の設置許可手続の流れ>

1 事業計画書に係る手続

【条例で規定する手続①】

- ・環境影響調査の実施前の手続
- ・事業計画の概要を記載した事業計画書及び環境影響調査の実施計画書についての事前協議

2 環境影響調査の実施

【当該条例の手続外】

- ・当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査
- ・処理施設の種類や施設の規模等に応じて、該当する法や条例等に基づく環境影響調査を実施。
- ・①環境影響評価法 ②福島県環境影響評価条例に基づき実施。
- ・上記①、②に該当しない場合は、法申請時に必要な環境影響調査を実施

3 事前協議書に係る手続

【条例で規定する手続②】

- ・環境影響調査の実施後の手続
- ・事業計画の詳細を記載した事前協議書及び環境影響調査の結果についての事前協議

4 法に基づく許可申請手続

【当該条例の手続外】

- ・当該条例で定める手続終了後に実施する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可申請手続

- | | |
|---------|---------------------------|
| ○設置等予定者 | 事業計画を記載した申請書及び環境影響調査結果の提出 |
| ○関係住民 | 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出 |
| ○市長 | 審査（専門的知識を有する者からの意見聴取含む） |

設置許可

設置

- ・設置後の維持管理等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において規定（維持管理、定期検査、改善命令、許可の取消等）

<条例で規定する手続の概要>

○設置等予定者：産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする者

○関係住民：関係地域（事業用地境界線からおおむね3 km 以内の地域）において住所を有する者・事業活動を行う者、その他利害関係人。

設置等予定者が実施しなければならない手続

①事業計画書の提出

- ・事業計画の概要を記載した事業計画書及び環境影響調査の実施計画書を市長へ提出

②事業計画書に係る周知計画書の提出

- ・事業計画を周知するために開催する説明会の計画書を市長へ提出

③事業計画書説明会の開催等

- ・関係地域内において、事業計画書に係る説明会を実施し、その実施状況を市長に報告

④意見書に対する見解書の提出

関係住民より提出された意見書に対する見解書を作成し、市長へ提出

※環境影響調査後に実施する事前協議書に係る手続においても、上記①～④と同内容の手続を実施。

関係住民が意見を述べることができる機会

①事業計画書説明会への参加

- ・設置等予定者が、事業計画書の周知を図るために開催する説明会に参加することができる。

②事業計画書に係る意見書の提出

- ・事業計画について生活環境の保全の見地からの意見を記載した意見書を市長に提出することができる。

※環境影響調査後に実施する事前協議書に係る手続においても、上記①、②と同内容の手続を実施。
（意見書の内容は、環境影響調査の結果により新たに生じた意見が対象）

関係住民と設置等予定者に紛争（意見の相違）がある場合

①意見の調整

- ・市長は、必要に応じて、関係住民と設置等予定者の意見の調整を行う。

②あっせん

- ・設置等予定者及び関係住民は、紛争が解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができる。
- ・市長は、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努める。
- ・市長は、必要に応じて、専門的な知識を有する者の意見を聴く。

設置等予定者が適正に手続を行わない場合

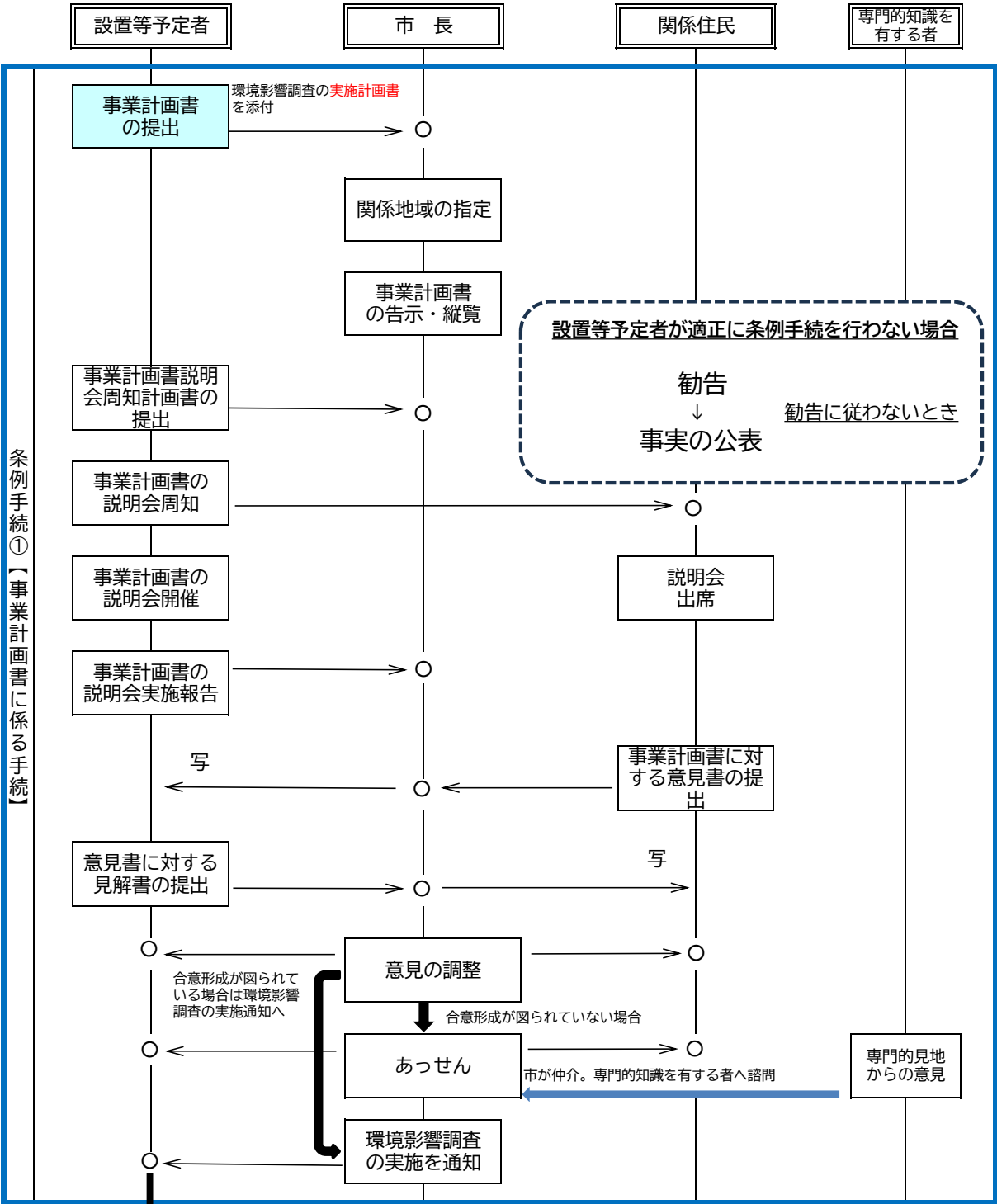
①勧告

- ・市長は、設置等予定者が条例手続を適正に行わない場合には勧告する。

②公表

- ・市長は、設置等予定者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

産業廃棄物処理施設の設置等の手続フロー



環境影響調査の実施 【条例外の手続】
(①環境影響評価法、②福島県環境影響評価条例、に基づき実施。①、②に該当しない場合は、法申請時に必要な環境影響調査を実施)

